

トピックスII

『定期予防接種（一類疾病）の実施要領が改訂される』

平成15年11月28日付で、厚生労働省局長通知が出された。主な改定点は事務連絡に記載されているが、麻疹ワクチンの標準接種年齢が変更になったこと、中学生について、保護者が同伴しない場合の個別接種を条件付きで認めることになったこと、接種歴の確認を文部科学省と協議した結果、就学时健康診断が加わったこと、予診票の保存期間を5年間と設定した事等が挙げられる。実施は平成16年1月1日からである。以下その全文。